

参議院憲法審査会會議録第一二一號

平成二十九年十二月八日(金曜日)

午前九時四十三分開会

委員の異動

十二月六日

大野 元裕君

石橋 通宏君

十二月七日

こやり隆史君

福岡 資麿君

渡辺美知太郎君

補欠選任

石橋 通宏君

補欠選任

阿達 雅志君

北村 経夫君

松川 るい君

出席者は左のとおり。

会長

幹事

柳本 卓治君

磯崎 仁彦君

岡田 直樹君

二之湯武史君

西田 昌司君

舞立 昇治君

小西 洋之君

白 眞勲君

西田 実仁君

仁比 聡平君

浅田 均君

委員

足立 敏之君

阿達 雅志君

愛知 治郎君

有村 治子君

石井 正弘君

北村 経夫君

古賀友一郎君

高野光二郎君

滝波 宏文君

塚田 一郎君

堂故 茂君

中曾根弘文君

二之湯 智君

古川 俊治君

松川 るい君

松村 祥史君

山下 雄平君

山谷えり子君

有田 芳生君

伊藤 孝恵君

石橋 通宏君

風間 直樹君

藤田 幸久君

牧山ひろえ君

宮沢 由佳君

伊藤 孝江君

魚住裕一郎君

佐々木さやか君

山本 博司君

吉良よし子君

山添 拓君

東 徹君

松沢 成文君

森本 昭夫君

事務局側

憲法審査会事務局長

森本 昭夫君

本日の会議に付した案件

○平和憲法の改悪反対に関する請願(第四八号外一三件)
○立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、い

かすことに関する請願(第二〇一号外一八件)

○日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに
○憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに
○憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに
○憲法改悪に反対し、第九条を守り平和のために
○改悪をやめ、憲法を守りいかにすることに関する請願(第四一六号)

○会長(柳本卓治君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

これより請願の審査を行います。

第四八号平和憲法の改悪反対に関する請願外三十九件を議題といたします。

本審査会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧のとおりでございます。これらの請願につきましても、幹事会において協議の結果、いづれも保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○会長(柳本卓治君) 御異議ないと認めます。

よって、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前九時四十四分散会

十二月六日日本審査会に左の案件が付託された。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願(第五二〇号)

一、日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに
一、憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに
一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願(第五四九号)

第五二〇号 平成二十九年十一月三十日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 栃木県下野市 稲葉稔 外二百七十一名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第二〇一号と同じである。

第五二二号 平成二十九年十一月三十日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願

請願者 さいたま市 大熊勝子 外百三十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

第五二四号 平成二十九年十一月三十日受理
憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願

請願者 さいたま市 岡田久美子 外十八名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第五四八号 平成二十九年十二月一日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

すことに関する請願

請願者 北海道芦別市 清澤仁 外五名
紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第二〇一号と同じである。

第五四九号 平成二十九年十二月一日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに
すことに関する請願

請願者 徳島市 近藤旭一 外十九名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二〇一号と同じである。